

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	港区独自保育の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、港区独自保育の実施に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じること、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	港区独自保育事業に関する事務
②事務の概要	港区保育室事業・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理、保育料補助制度の助成の給付に関する業務を行う。 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援サブシステムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一第8項 2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第14項、第15項 別表第二第13項、第14項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭支援部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部保育課保育支援係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども家庭支援部保育課保育支援係 03-3578-2441

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2 (仮)港区個人番号の利用並びに特定個人情報保護及び提供に関する条例	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)	事前	条例改正
平成28年2月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	緊急暫定保育事業・芝浦アイランドこども園4・5歳児利用・区立保育園一時保育・一時保育・認証保育所保育料補助・病児、病後児保育の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う	港区保育室事業・区立保育園一時保育・一時保育・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助・病児、病後児保育の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う	事前	平成28年4月1日施行及び改正による事業名の変更、追加のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	横尾 恵理子	増田 玲子	事後	人事異動による変更
平成28年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係	(認証保育所及び認可外保育施設保育料補助以外に関すること) 〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係 (認証保育所及び認可外保育施設保育料補助に関すること) 〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部子ども家庭課保育施設指導係	事後	組織改正による変更
平成28年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係 03-3578-2445	(認証保育所及び認可外保育施設保育料補助以外に関すること) 子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係 03-3578-2445 (認証保育所及び認可外保育施設保育料補助に関すること) 子ども家庭支援部子ども家庭課保育施設指導係 03-3578-2848	事後	組織改正による変更
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2第1項別表第一 第14項、第15項 第11条の2第2項別表第二 第13項、第14項	事後	条例一部改正に伴う記載事項の追記
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども家庭支援部保育担当課	子ども家庭支援部保育課	事後	組織改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育担当課長 増田 玲子	保育課長 重富 敦	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係 子ども家庭支援部子ども家庭課保育施設指導係	子ども家庭支援部保育課保育支援係 子ども家庭支援部保育課保育施設指導係	事後	組織改正による変更
平成29年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども家庭支援部子ども家庭課保育支援係 03-3578-2445 子ども家庭支援部子ども家庭課保育施設指導係	子ども家庭支援部保育課保育支援係 03-3578-2441 子ども家庭支援部保育課保育施設指導係	事後	組織改正による変更 問合せ電話番号の変更
平成29年5月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
平成29年7月15日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育課長 重富 敦	保育課長 山越 恒慶	事後	人事異動による変更
平成29年11月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	略 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成29年11月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1から3 略	1から3 略 4サービス検索・電子申請機能	事後	事務の概要及びシステム名称の追加
平成30年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	港区保育室事業・区立保育園一時保育・一時保育・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助・病児・病後児保育の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う。	港区保育室事業・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う。	事後	事務の概要及びシステム名称の修正
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 平成29年11月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更 IV リスク対策		全項目を新規記載	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育課長 山越 恒慶	保育課長	事後	氏名記載不要となったため
令和2年4月1日	請求先	(認証保育所保育料補助以外に関すること) 〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部保育課保育支援係 (認証保育所保育料補助に関すること) 〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部保育課運営支援係	〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部保育課保育支援係	事後	事務移管のため
令和2年4月1日	連絡先	(認証保育所保育料補助以外に関すること) 子ども家庭支援部保育課保育支援係 03-3578-2441 (認証保育所保育料補助に関すること) 子ども家庭支援部保育課運営支援係 03-3578-2848	子ども家庭支援部保育課保育支援係 03-3578-2441	事後	事務移管のため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	港区保育室事業・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理を行う。略	港区保育室事業・認証保育所保育料補助・認可外保育施設保育料補助の実施にともなう保育園入園管理、保育園保育料等の納付管理、保育料補助制度の助成の給付に関する業務を行う。略	事後	公金受取口座登録制度の開始による変更
令和5年6月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	2 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号) 第11条の2 別表第一第14項、第15項 別表第二第13項、第14項	2 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第一第14項、第15項 別表第二第13項、第14項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため